

# 産業廃棄物処理施設等の設置の事前手続(第 20 条～第 27 条)

- ①産業廃棄物処理施設の設置や変更をしようとする場合の住民周知手続き
- ②対象となる施設は法第 15 条に規定する産業廃棄物処理施設及び肥料・飼料製造施設(予定)
- ③公害防止協定締結の努力義務

## 産業廃棄物の適正な処理に関する条例

- ①住民周知手続・事業者は事前に事業計画書を県に提出(第 20 条)
  - ・県は提出のあった事業計画書を公告、縦覧
  - ・事業者による住民説明会の開催(第 21 条)
  - ・住民による意見書の提出(第 22 条)、事業者による意見書に対する見解書の作成(第 23 条)
- ②対象施設 法 15 条に規定する産業廃棄物処理施設 及び 肥料・飼料製造施設(悪臭問題で住民とトラブル発生)

①手続き未実施の場合  
↓  
勧告、公表(第 26 条)

③公害防止協定の締結の努力義務(第 27 条)

## 産業廃棄物処理施設の設置手続きの流れ

## 廃棄物処理法

